

## 年金受給権者の皆様

住所変更をした際の当組合への届出が原則不要になります。

住民基本台帳ネットワークから当組合に年金受給権者の方の住所変更情報が提供されることになりましたので、平成23年10月1日以降に住所変更された方は、当組合への届出が原則不要となります。

### 平成23年10月1日以降も届出が必要な方

住民基本台帳ネットワークから当組合に住所変更情報が提供されない方は、住所変更の届出を省略することができません。

具体的には、住所変更の届出（「異動報告書」の提出）を省略できない場合は次のとおりです。

- ・住基ネットに参加していない市町村（~~国立市~~、~~矢祭町~~）内で引越された場合
- ・他の市町村から住基ネットに参加していない市町村（~~国立市~~、~~矢祭町~~）へ引越された場合
- ・日本から外国へ引越される場合又は外国で引越される場合
- ・外国籍（外国人登録）の方が引越された場合

### 電話番号を変更された方

転居等に伴い電話番号を変更された方は、新しい電話番号を本部給付課に電話（03-3261-9846）、ハガキ等でお知らせください。

### 平成23年9月30日までに住所変更された方

平成23年9月30日までの住所変更については、住民基本台帳ネットワークから当組合に住所変更情報が提供されないため、当組合への住所変更の届出（「異動報告書」の提出）が必要となります。